

別表第 1(A) 基準空気比(I 1 (1) 関係)

(1) ボイラーに関する基準空気比

区 分	負荷率 (単位:%)	基 準 空 気 比					
		固体燃料		液体 燃料	気体 燃料	高炉ガスその他の副 生ガス	
		固定床	流動床				
電気事業用	75 ~ 100	-	-	1.05 ~ 1.2	1.05 ~ 1.1	1.2	
そ の 他	蒸発量が毎時 30 トン以上のもの	50 ~ 100	1.3 ~ 1.45	1.2 ~ 1.45	1.1 ~ 1.25	1.1 ~ 1.2	1.2 ~ 1.3
	蒸発量が毎時 10 トン以上 30 トン未満のもの	50 ~ 100	1.3 ~ 1.45	1.2 ~ 1.45	1.15 ~ 1.3	1.15 ~ 1.3	-
	蒸発量が毎時 5 トン以上 10 トン未満のもの	50 ~ 100	-	-	1.2 ~ 1.3	1.2 ~ 1.3	-
	蒸発量が毎時 5 トン未満のもの	50 ~ 100	-	-	1.2 ~ 1.3	1.2 ~ 1.3	-

(注) 「電気事業用」とは、電気事業者(電気事業法第 2 条第 1 項 10 号に規定する電気事業者をいう。以下同じ。)が、発電のために設置するものをいう。

(備考)

- 1 この表に掲げる基準空気比の値は、定期検査後、安定した状態で、一定の負荷で燃焼を行うとき、ボイラーの出口において測定される空気比について定めたものである。
- 2 負荷率は、発電のために設置されたものにあつてはタービン負荷率、その他のものにあつてはボイラー負荷率とする。
- 3 空気比の算定は次式により行い、結果は基準空気比の値の有効桁数が小数第 1 位までの場合にあっては小数第 2 位を、小数第 2 位までの場合にあっては小数第 3 位をそれぞれ四捨五入して求めるものとする。

$$\text{空気比} = 21 / (21 - \text{排ガス中の酸素濃度(パーセント)})$$
- 4 固体燃料の固定床ボイラーのうち微粉炭焚きのものに係る基準空気比の値は、電気事業用にあつては 1.15 ~ 1.3、その他(蒸発量が毎時 30 トン以上のもの及び 10 トン以上 30 トン未満のものに限る。)にあつては 1.2 ~ 1.3 とする。
- 5 複数の種類の燃料の混焼を行うボイラーについては、当該燃料のうち混焼率(発熱量ベースの混焼率をいう。以下同じ。)の高い燃料に係る基準空気比の値を適用する。
- 6 この表に掲げる基準空気比の値は、次に掲げるボイラーの空気比については適用しない。
 - (1) 労働安全衛生法施行令第 1 条第 4 号に規定する小型ボイラー
 - (2) 設置後燃料転換のための改造を行ったもの
 - (3) 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との混焼を行うもの
 - (4) 黒液の燃焼を行うもの
 - (5) 廃タイヤの燃焼を行うもの
 - (6) 発熱量が 3,800 キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを専焼させるもの
 - (7) 有毒ガスを処理するためのもの
 - (8) 廃熱を利用するもの
 - (9) 水以外の熱媒体を使用するもの
 - (10) 定期検査時その他定常操業を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

(2) 工業炉に関する基準空気比(I 1 (1) 関係)

区 分	基 準 空 気 比				備 考
	炉 の 形 式 等				
	気体燃料		液体燃料		
	連続式	間欠式	連続式	間欠式	
金属鑄造用溶解炉	1.25	1.35	1.30	1.40	
連続鋼片加熱炉	1.20	-	1.25	-	
連続鋼片加熱炉以外の金属加熱炉	1.25	1.35	1.25	1.35	
金属熱処理炉	1.20	1.25	1.25	1.30	
石油加熱炉	1.20	-	1.25	-	
熱分解炉及び改質炉	1.20	-	1.25	-	
セメント焼成炉	1.30	-	1.30	-	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値
石灰焼成炉	1.30	1.35	1.30	1.35	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値
乾燥炉	1.25	1.45	1.30	1.50	ただし、バーナー燃焼部のみ

(備考)

- 1 この表に掲げる基準空気比の値は、点検・修理後、定格付近の負荷で燃焼を行うとき、炉の排気出口において測定される空気比について定めたものである。
- 2 高炉ガスその他の副生ガスを燃焼する工業炉の空気比については液体燃料の値とする。
- 3 この表に掲げる基準空気比の値は、次に掲げる工業炉の空気比については適用しない。
 - (1) 固体燃料を使用するもの(微粉炭を専焼させるものを除く。)
 - (2) 定格容量(バーナーの燃料の燃焼性能)が毎時(原油換算)20 リットル未満のもの
 - (3) 酸化又は還元のための特定の雰囲気が必要とするもの
 - (4) ヒートパターン維持又は炉内温度の均一化のために希釈空気を必要とするもの
 - (5) 発熱量が 3,800 キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを燃焼させるもの
 - (6) 定期検査時その他定常操業を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの
 - (7) 高温で変質する材料を使用した工業炉で、冷却希釈用空気を必要とするもの
 - (8) 可燃性廃棄物を燃焼させるもの

別表第 1(B) 目標空気比(II 1 (1) 関係)

(1) ボイラーに関する目標空気比

区 分		負荷率 (単位:%)	目 標 空 気 比				
			固体燃料		液体 燃料	気体 燃料	高炉ガスその他 の副生ガス
			固定床	流動床			
電気事業用		75 ~ 100	-	-	1.05 ~ 1.1	1.05 ~ 1.1	1.15 ~ 1.2
そ の 他	蒸発量が毎時 30 トン以上の もの	50 ~ 100	1.2 ~ 1.3	1.2 ~ 1.25	1.05 ~ 1.15	1.05 ~ 1.15	1.2 ~ 1.3
	蒸発量が毎時 10 トン以上 30 トン未満のもの	50 ~ 100	1.2 ~ 1.3	1.2 ~ 1.25	1.15 ~ 1.25	1.15 ~ 1.25	-
	蒸発量が毎時 5 トン以上 10 トン未満のもの	50 ~ 100	-	-	1.15 ~ 1.3	1.15 ~ 1.25	-
	蒸発量が毎時 5 トン未満の もの	50 ~ 100	-	-	1.15 ~ 1.3	1.15 ~ 1.25	-

(注)「電気事業用」とは、電気事業者が、発電のために設置するものをいう。

(備考)

- 1 この表に掲げる目標空気比の値は、定期検査後、安定した状態で、一定の負荷で燃焼を行うとき、ボイラーの出口において測定される空気比について定めたものである。
- 2 負荷率及び空気比の算定については、別表第 1(A)(1)備考 2 及び 3 による。
- 3 固体燃料の固定床ボイラーのうち微粉炭焚きのものに係る目標空気比の値は、電気事業用にあつては 1.15 ~ 1.25、その他(蒸発量が毎時 30 トン以上のもの及び 10 トン以上 30 トン未満のものに限る。)にあつては 1.2 ~ 1.25 とする。
- 4 黒液の燃焼を行うボイラーに係る目標空気比の値は、負荷率 50 ~ 100 パーセントにおいて 1.2 ~ 1.3 とする。
- 5 複数の種類の燃料の混焼を行うボイラーについては、当該燃料のうち混焼率(発熱量ベースの混焼率をいう。以下同じ。)の高い燃料に係る目標空気比の値を適用する。
- 6 この表に掲げる目標空気比の値は、次に掲げるボイラーの空気比については適用しない。ただし、可能なものについては、同表に準じて空気比の管理を行うよう検討するものとする。
 - (1) 労働安全衛生法施行令第 1 条第 4 号に規定する小型ボイラー
 - (2) 設置後燃料転換のための改造を行ったもの
 - (3) 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との混焼を行うもの
 - (4) 廃タイヤの燃焼を行うもの
 - (5) 発熱量が 3,800 キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを専焼させるもの
 - (6) 有毒ガスを処理するためのもの
 - (7) 廃熱を利用するもの
 - (8) 定期検査時その他定常操作を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

(2) 工業炉に関する目標空気比(II 1 (1) 関係)

区 分	目 標 空 気 比				
	炉 の 形 式 等				
	気体燃料		液体燃料		備 考
	連続式	間欠式	連続式	間欠式	
金属鑄造用溶解炉	1.05 ~ 1.20	1.05 ~ 1.25	1.05 ~ 1.25	1.05 ~ 1.30	
連続鋼片加熱炉	1.05 ~ 1.15	-	1.05 ~ 1.20	-	
連続鋼片加熱炉以外の金属加熱炉	1.05 ~ 1.20	1.05 ~ 1.30	1.05 ~ 1.20	1.05 ~ 1.30	
金属熱処理炉	1.05 ~ 1.15	1.05 ~ 1.25	1.05 ~ 1.20	1.05 ~ 1.30	
石油加熱炉	1.05 ~ 1.20	-	1.05 ~ 1.25	-	
熱分解炉及び改質炉	1.05 ~ 1.20	-	1.05 ~ 1.25	-	
セメント焼成炉	1.05 ~ 1.25	-	1.05 ~ 1.25	-	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値
石灰焼成炉	1.05 ~ 1.25	1.05 ~ 1.35	1.05 ~ 1.25	1.05 ~ 1.35	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値
乾燥炉	1.05 ~ 1.25	1.05 ~ 1.45	1.05 ~ 1.30	1.05 ~ 1.50	ただし、バーナー燃焼部のみ

(備考)

- 1 この表に掲げる目標空気比の値は、点検・修理後、定格付近の負荷で燃焼を行うとき、炉の排気出口において測定される空気比について定めたものである。
- 2 高炉ガスその他の副生ガスを燃焼する工業炉の空気比については液体燃料の値とする。
- 3 この表に掲げる目標空気比の値は、次に掲げる工業炉の空気比については適用しない。ただし、可能なものについては、同表に準じて空気比の管理を行うよう検討するものとする。
 - (1) 定格容量(バーナーの燃料の燃焼性能)が毎時(原油換算)20 リットル未満のもの
 - (2) 酸化又は還元のための特定の雰囲気が必要とするもの
 - (3) ヒートパターンの維持又は炉内温度の均一化のために希釈空気を必要とするもの
 - (4) 発熱量が3,800 キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを燃焼させるもの
 - (5) 定期検査時その他定常操業を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの
 - (6) 高温で変質する材料を使用した工業炉で、冷却希釈用空気を必要とするもの

別表第 2(A) 基準廃ガス温度及び基準廃熱回収率(3 (1) 関係)

(1) ボイラーに関する基準廃ガス温度

区 分		基準廃ガス温度(単位:)				
		固体燃料		液体燃料	気体燃料	高炉ガスその他の副生ガス
		固定床	流動床			
電気事業用		-	-	145	110	200
その他	蒸発量が毎時 30 トン以上のもの	200	200	200	170	200
	蒸発量が毎時 10 トン以上 30 トン未満のもの	250	200	200	170	-
	蒸発量が毎時 5 トン以上 10 トン未満のもの	-	-	220	200	-
	蒸発量が毎時 5 トン未満のもの	-	-	250	220	-

(注) 「電気事業用」とは、電気事業者が、発電のために設置するものをいう。

(備考)

- 1 この表に掲げる基準廃ガス温度の値は、定期検査後、ボイラー通風装置入口空気温度 20 の下で、負荷率(発電のために設置されたものにあつてはタービンの負荷率、その他のものにあつてはボイラー負荷率)100 パーセントで燃焼を行うとき、ボイラーの出口(廃熱を回収利用する設備が設置されている場合又は環境対策のための排煙処理装置が設置されている場合にあつては、当該設備の出口)において測定される廃ガスの温度について定めたものである。
- 2 固体燃料の固定床ボイラーのうち微粉炭焚きのものに係る基準廃ガス温度の値は、電気事業用にあつては 150 、その他(蒸発量が毎時 30 トン以上のもの及び 10 トン以上 30 トン未満のものに限る。)にあつては 200 とする。
- 3 この表に掲げる基準廃ガス温度の値は、次に掲げるボイラーの廃ガス温度については適用しない。
 - (1) 労働安全衛生法施行令第 1 条第 4 号に規定する小型ボイラー
 - (2) 設置後燃料転換のための改造を行ったもの
 - (3) 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との混焼を行うもの
 - (4) 黒液の燃焼を行うもの
 - (5) 有毒ガスを処理するためのもの
 - (6) 廃熱又は余熱を利用するもの
 - (7) 水以外の熱媒体を使用するもの
 - (8) 定期検査時その他定常操作を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

(2) 工業炉に関する基準廃熱回収率(I 3 (1) 関係)

排ガス温度(単位:)	容量区分	基準廃熱回収率 (単位:%)
500 未満	A・B	25
500 以上 600 未満	A・B	25
600 以上 700 未満	A	35
	B	30
	C	25
700 以上 800 未満	A	35
	B	30
	C	25
800 以上 900 未満	A	40
	B	30
	C	25
900 以上 1,000 未満	A	45
	B	35
	C	30
1,000 以上	A	45
	B	35
	C	30

- (注) 1 「排ガス温度」は、炉室から排出される排ガスの炉出口又はレキュペレータ入口における温度をいう。
- 2 工業炉の容量区分は次のとおりとする。
- A 定格容量が毎時 84,000 メガジュール以上のもの
- B 定格容量が毎時 21,000 メガジュール以上 84,000 メガジュール未満のもの
- C 定格容量が毎時 840 メガジュール以上 21,000 メガジュール未満のもの

(備考)

- 1 この表に掲げる基準廃熱回収率の値は、定格付近の負荷で燃焼を行うとき、炉室から排出される排ガスの顕熱量に対する回収熱量の比率について定めたものである。
- 2 この表に掲げる基準廃熱回収率の値は、次に掲げる工業炉の廃熱回収率については適用しない。
- (1) 定格容量が毎時 840 メガジュール未満のもの
- (2) 酸化又は還元のための特定の雰囲気が必要とするもの
- (3) 発熱量が 3,800 キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを燃焼させるもの
- (4) 定期検査時その他定常操作を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

別表第 2(B) 目標廃ガス温度及び目標廃熱回収率(II 1 (2) 関係)

(1) ボイラーに関する目標廃ガス温度

区 分		目標廃ガス温度(単位:)				
		固体燃料		液体燃料	気体燃料	高炉ガスその他の副生ガス
		固定床	流動床			
電気事業用		-	-	135	110	190
その他	蒸発量が毎時 30 トン以上のもの	180	170	160	140	190
	蒸発量が毎時 10 トン以上 30 トン未満のもの	180	170	160	140	-
	蒸発量が毎時 5 トン以上 10 トン未満のもの	-	300	180	160	-
	蒸発量が毎時 5 トン未満のもの	-	320	200	180	-

(注) 「電気事業用」とは、電気事業者が、発電のために設置するものをいう。

(備考)

- 1 この表に掲げる目標廃ガス温度の値は、定期検査後、ボイラー通風装置入口空気温度 20 の下で、負荷率(発電のために設置されたものにあつてはタービンの負荷率、その他のものにあつてはボイラー負荷率)100 パーセントで燃焼を行うとき、ボイラー出口(廃熱を回収利用する設備が設置されている場合又は環境対策のための排煙処理装置が設置されている場合にあつては、当該設備の出口)において測定される廃ガスの温度について定めたものである。
- 2 固体燃料の固定床ボイラーのうち微粉炭焚きのものに係る目標廃ガス温度の値は、電気事業用にあつては 140 、その他(蒸発量が毎時 30 トン以上のもの及び 10 トン以上 30 トン未満のものに限る。)にあつては 160 とする。
- 3 黒液の燃焼を行うボイラーに係る目標廃ガス温度の値は、180 とする。
- 4 複数の種類の燃料の混焼を行うボイラーについては、当該燃料のうち混焼率の高い燃料に係る目標廃ガス温度の値を適用する。
- 5 この表に掲げる目標廃ガス温度の値は、次に掲げるボイラーの廃ガス温度については適用しない。
 - (1) 労働安全衛生法施行令第 1 条第 4 号に規定する小型ボイラー
 - (2) 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との混焼を行うもの
 - (3) 有毒ガスを処理するためのもの
 - (4) 廃熱又は余熱を利用するもの
 - (5) 定期検査時その他定常操作を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

(2) 工業炉に関する目標廃熱回収率(II 1 (2) 関係)

排ガス温度(単位:)	容量区分	目標廃熱回収率(単位:%)	(参 考)	
			廃ガス温度(単位:)	予熱空気温度(単位:)
500 未満	A・B	35	275	190
500 以上 600 未満	A・B	35	335	230
600 以上 700 未満	A	40	365	305
	B	35	400	270
	C	30	435	230
700 以上 800 未満	A	40	420	350
	B	35	460	310
	C	30	505	265
800 以上 900 未満	A	45	435	440
	B	40	480	395
	C	35	525	345
900 以上 1,000 未満	A	55	385	595
	B	45	485	490
	C	40	535	440
1,000 以上	A	55	-	-
	B	45	-	-
	C	40	-	-

(注)

- 1 「排ガス温度」は、炉室から排出される排ガスの炉出口又はレキュベレータ入口における温度をいう。
- 2 工業炉の容量区分は次のとおりとする。
 - A 定格容量が毎時 84,000 メガジュール以上のもの
 - B 定格容量が毎時 21,000 メガジュール以上 84,000 メガジュール未満のもの
 - C 定格容量が毎時 840 メガジュール以上 21,000 メガジュール未満のもの

(備考)

- 1 この表に掲げる目標廃熱回収率の値は、定格付近の負荷で燃焼を行うとき、炉室から排出される排ガスの顕熱量に対する回収熱量の比率について定めたものである。
- 2 この表に掲げる目標廃熱回収率の値は、次に掲げる工業炉の廃熱回収率については適用しない。ただし、可能なものについては、同表に準じて廃熱回収率を高めるよう検討するものとする。
 - (1) 定格容量が 840 メガジュール未満のもの
 - (2) 酸化又は還元のための特定の雰囲気が必要とするもの
 - (3) 発熱量が 3,800 キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを燃焼させるもの
 - (4) 定期検査時その他定常操業を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの
- 3 参考として掲げる廃ガス温度及び予熱空気温度の値は、目標廃熱回収率の廃熱回収を行った場合の廃ガス温度及び当該回収廃熱によって空気予熱を行った場合の予熱空気温度を次の条件の下で算出した値である。
 - (1) 炉の出口から空気予熱用の熱交換器までの放散熱損失等による温度低下 60
 - (2) 熱交換器からの放散熱 5 パーセント
 - (3) 燃料は液体燃料(重油相当)
 - (4) 外気温度 20
 - (5) 空気比 1.2

別表第 3(A) 基準炉壁外面温度(I 5-1(1) 関係)

炉内温度(単位:)	基準炉壁外面温度(単位:)		
	天井	側壁	外気に接する底面
1,300 以上	140	120	180
1,100 以上 1,300 未満	125	110	145
900 以上 1,100 未満	110	95	120
900 未満	90	80	100

(備考)

- 1 この表に掲げる基準炉壁外面温度の値は、外気温度 20 の下での定常操業時における炉の外壁面(特異な部分を除く。)の平均温度について定めたものである。
- 2 この表に掲げる基準炉壁外面温度の値は、次に掲げる工業炉の炉壁外面温度については適用しない。
 - (1) 定格容量(バーナーの燃料の燃焼性能)が毎時(原油換算)20 リットル未満のもの
 - (2) 強制的に冷却するもの
 - (3) ロータリーキルン
 - (4) 開発、研究又は試作の用に供するもの

別表第 3(B) 目標炉壁外面温度(1(2) 関係)

炉内温度(単位:)	目標炉壁外面温度(単位:)		
	天井	側壁	外気に接する底面
1,300 以上	120	110	160
1,100 以上 1,300 未満	110	100	135
900 以上 1,100 未満	100	90	110
900 未満	80	70	90

(備考)

- 1 この表に掲げる目標炉壁外面温度の値は、外気温度 20 の下での定常操業時における炉の外壁面(特異な部分を除く。)の平均温度について定めたものである。
- 2 この表に掲げる目標炉壁外面温度の値は、次に掲げる工業炉の炉壁外面温度については適用しない。ただし、可能なものについては、同表に準じて炉壁の断熱性を向上させるよう検討すること。
 - (1) 定格容量(バーナーの燃料の燃焼性能)が毎時(原油換算)20 リットル未満のもの
 - (2) 強制的に冷却するもの
 - (3) ロータリーキルン
 - (4) 開発、研究又は試作の用に供するもの

別表第 4 力率を向上すべき設備(I 5-2(1) 及び II 1(5) 関係)

設 備 名	容量(単位：kW)
かご型誘導電動機	75
巻線型誘導電動機	100
誘導炉	50
真空溶解炉	50
誘導加熱装置	50
アーク炉	-
フラッシュバット溶接機(携帯型のものを除く)	10
アーク溶接機(携帯型のものを除く)	10
整流器	10,000

(備考) 防護型等安全性の面から適用が難しい設備を除く。

別表第 5 (A) 高効率の全閉形電動機(0.2 ~ 160kW)の目標効率 (1 (5) 関係)

出力 (単位:kW)	効率値 (単位 : %)					
	2 極		4 極		6 極	
	50Hz	60Hz	50Hz	60Hz	50Hz	60Hz
	200V 又 は 400V	220V 又 は 440V	200V 又 は 400V	220V 又 は 440V	200V 又 は 400V	220V 又 は 440V
0.2	70.0	71.0	72.0	74.0	-	-
0.4	76.0	77.0	76.0	78.0	73.0	76.0
0.75	77.5	78.5	80.5	82.5	78.5	80.0
1.5	83.0	84.0	82.5	84.0	83.0	84.5
2.2	84.5	85.5	85.5	87.0	84.5	86.0
3.7	87.0	87.5	86.0	87.5	86.0	87.0
5.5	88.0	88.5	88.5	89.5	88.0	89.0
7.5	88.5	89.0	88.5	89.5	88.5	89.5
11	90.0	90.2	90.2	91.0	89.5	90.2
15	90.0	90.2	90.6	91.0	89.5	90.2
18.5	90.6	91.0	91.7	92.4	91.0	91.7
22	91.0	91.0	91.7	92.4	91.0	91.7
30	91.4	91.7	92.4	93.0	91.7	92.4
37	92.1	92.4	92.4	93.0	91.7	92.4
45	92.4	92.7	92.7	93.0	92.4	93.0
55	92.7	93.0	93.3	93.6	93.3	93.6
75	93.6	93.6	94.1	94.5	93.6	94.1
90	94.3	94.5	94.1	94.5	93.9	94.1
110	94.3	94.5	94.1	94.5	94.5	95.0
132	94.8	95.0	94.5	95.0	94.5	95.0
160	94.8	95.0	94.8	95.0	94.5	95.0

(備考) 効率値は JIS C 4212(高効率低圧三相かご形誘導電動機)の 7 . 3 効率試験に規定する方法により測定した値とする。なお、この効率値には、4 . 2 効率の裕度を適用する。

別表第 5 (B) 高効率の保護形電動機(0.75～160kW)の目標効率 (1 (5) 関係)

出力 (単位:kW)	効率値 (単位 : %)					
	2 極		4 極		6 極	
	50Hz	60Hz	50Hz	60Hz	50Hz	60Hz
	200V 又 は 400V	220V 又 は 440V	200V 又 は 400V	220V 又 は 440V	200V 又 は 400V	220V 又 は 440V
0.75	77.5	78.5	80.0	82.0	78.0	80.0
1.5	83.0	84.0	82.0	84.0	82.0	84.0
2.2	83.0	84.0	85.0	86.5	84.0	85.5
3.7	85.0	85.5	86.0	87.5	85.5	87.0
5.5	87.0	87.5	87.5	88.5	87.0	88.5
7.5	88.0	88.5	88.5	89.5	88.0	89.0
11	89.0	89.5	90.0	90.6	89.0	90.0
15	89.5	90.2	90.2	91.0	89.5	90.6
18.5	90.6	91.0	90.6	91.4	90.6	91.4
22	90.6	91.0	91.4	92.1	91.0	91.7
30	91.0	91.4	91.7	92.1	91.4	92.1
37	91.4	91.7	92.1	92.4	91.7	92.4
45	91.7	92.1	92.1	92.7	92.1	92.7
55	92.1	92.4	92.4	93.0	92.4	93.0
75	92.4	92.7	92.7	93.3	92.4	93.0
90	92.7	93.0	93.0	93.6	92.7	93.3
110	93.0	93.3	93.3	93.6	93.0	93.6
132	93.3	93.6	93.3	93.9	93.3	93.9
160	93.9	94.1	93.6	94.5	93.6	94.1

(備考) 効率値は JIS C 4212(高効率低圧三相かご形誘導電動機)の 7 . 3 効率試験に規定する方法により測定した値とする。なお、この効率値には、4 . 2 効率の裕度を適用する。